
平成30年7月豪雨
高知県観光支援事業

(観光で西日本を元気に!! 「13府県ふっこう周遊割」)

旅行者版
取扱マニュアル

Version 18/10/30 12:00

1. はじめに

本書は、平成 30 年 7 月豪雨高知県観光支援事業（13 府県ふっこう周遊割）における報償金の交付手続きをまとめたものです。本書、並びに別添資料を確認の上、お間違いないようお願いいたします。

なお、本書に掲載のない事項につきましては、その都度、事務局までお問い合わせください。

■目次

1. はじめに	1
2. 平成 30 年 7 月豪雨高知県観光支援事業について	2
3. 申請手続きについて 旅行者版	5
4. 事務局連絡先	7
6. 「13 府県ふっこう周遊割」キャンペーンロゴについて	7
7. 「13 府県ふっこう周遊割」専用 WEB サイトについて	7

■別添資料

(周遊旅行促進事業用：旅行者向け)

- ・ 様式 3 申請書兼請求書
- ・ 様式 4 個人情報同意書
- ・ 様式 5 宿泊証明書
- ・ 様式 6 行程表

2. 平成 30 年 7 月豪雨高知県観光支援事業について

(1) 概要

平成 30 年 7 月豪雨高知県観光支援事業（13 府県ふっこう周遊割。以下、本事業）とは、国が交付する「平成 30 年 7 月豪雨観光支援事業費補助金」を活用し、高知県を周遊する旅行者等の宿泊料金の割引（報償金の交付）を行うことで、本県への風評被害の影響緩和、旅行需要の喚起を図るものです。本県では「周遊旅行促進事業」を実施します。周遊旅行促進事業とは（対象となる内容）

(2) 周遊旅行促進事業とは（対象となる内容）

以下の高知県内での宿泊に係る料金に対して報償金を交付します。

- ①岐阜県、京都府（京都市を除く）、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、香川県、徳島県、高知県、福岡県において、**2 府県以上で 2 泊以上の連続した宿泊**。ただし、上限を 5 泊までとします。
- ②高知県内においてなされた宿泊であって、**以下のエリアのうち、2 つ以上のエリアで合計 2 泊以上の連続した宿泊**。ただし、上限を 3 泊までとします。

【東部エリア】室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村

【中部エリア】高知市、南国市、土佐市、香美市、香南市、本山町、大豊町、土佐町、大川村、日高村、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町

【西部エリア】須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、津野町、中土佐町、四万十町、梶原町、黒潮町、三原村、大月町



なお、報償金を受けることができるのは、宿泊施設と旅行者となり、以下のとおり請求することができます。

(ア) 宿泊施設が報償金を請求できる場合：旅行業者が実施する、宿泊料金が既に割引された企画旅行または手配旅行を旅行者に提供する場合。

(イ) 旅行者が報償金を請求できる場合：上記以外の場合。（旅行者自らが宿泊手配を行った場合や旅行業者が実施する、割引されていない企画旅行または手配旅行に参加した場合など。） 2つの方法を二重利用することはできません。

(3) 報償金額

一人泊当たり 4,000 円を上限（宿泊料金が消費税入湯税を含まない 4,000 円以下の場合、その額が上限となります。但し、食事や寝具を利用しない、概ね乳幼児が宿泊施設で支払う「施設使用料」は対象外となります。又、お子様で、食事のみのご利用の場合も対象外となります。）として報償金を交付します。また、高知県の上限は、周遊旅行促進事業の「割引された企画旅行に参加する場合」を除き、1 人当たり延べ 5 泊までです。ただし、高知県内のみで 2 連泊以上する場合は、上限 3 泊まで。

なお、報償金は予算の範囲内での交付となります。請求時に予算の上限を超えていた場合、報償金を受けられない恐れがあります。残予算については事務局もしくは WEB サイトにてご確認ください。

(4) 対象となる期間

対象期間は、以下のとおりです。

(2) の①の場合

平成 30 年 8 月 28 日（火）以降に予約された、平成 30 年 8 月 31 日（金）から平成 31 年 1 月 31 日（木）までの宿泊分（香川県、徳島県での宿泊は除く）。

(2) の②の場合及び香川県、徳島県を含む宿泊の場合

平成 30 年 9 月 21 日（金）以降に予約された、平成 30 年 10 月 1 日（月）から平成 31 年 1 月 31 日（木）までの宿泊分。

但し、いずれも国の支援金制度を活用した事業の為、期間内であっても報償金が上限に達し次第、販売終了となります。ご注意ください。

(5) 対象となる宿泊施設

高知県内の旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項に規定する許可を受けた施設が対象となります。但し、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設は除きます。

(6) 注意事項

- ・報償金の交付は、国内に口座を持つ個人・法人に限ります。
- ・割引された企画旅行に参加する場合を除き、報償金は申請者による後述の「3. 申請手続きについて」が必要となり、後日請求書記載の口座へ振り込まれます。

3. 申請手続きについて 旅行者版

(1) 概要

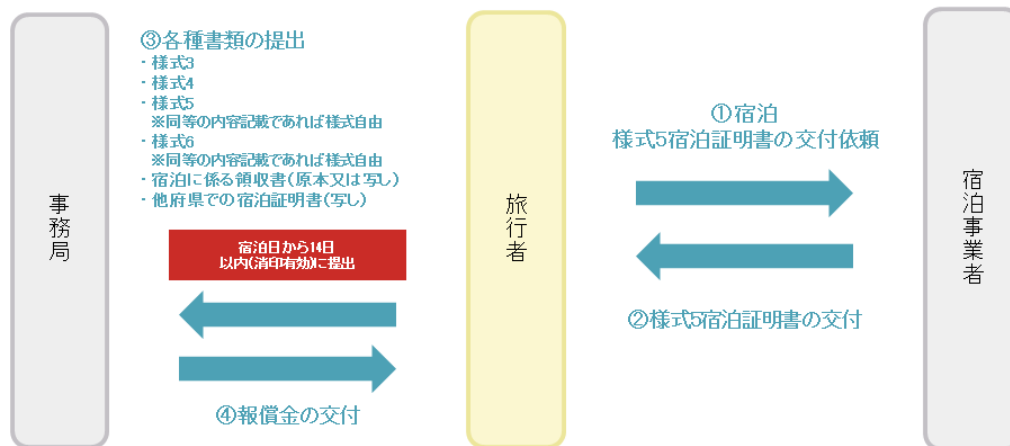
報償金の交付を受けるためには、各様式の提出が必要です。それぞれ提出する様式が異なりますので、該当する内容をご確認の上、申請をお願いいたします。

1. 周遊旅行促進事業（割引された企画旅行に参加する場合） ……宿泊施設が申請
2. 周遊旅行促進事業（上記以外） ……旅行者本人が申請

(2) 周遊旅行促進事業（割引企画旅行への参加以外）の手続き

※旅行者自身による手続きが必要です。

【書類提出の流れ 高知県 旅行者版】



1. 旅行者が下記の各様式にご記入、ご捺印後、宿泊した日から **14 日以内（消印有効）** に事務局へ提出（郵送のみ）してください。特に、「様式 5 宿泊証明書」については宿泊施設に交付いただく必要があるため、宿泊当日に宿泊施設にお持ちください。

- ・様式 3 申請書兼請求書
- ・様式 4 個人情報同意書
- ・様式 5 宿泊証明書（同等の内容記載であれば様式自由）
- ・様式 6 行程表（同等の内容記載であれば様式自由）
- ・宿泊に係る領収書（原本又は写し）
- ・他府県での宿泊証明書（写し）

2. 事務局が書類受理后 20 日以内に報償金を振込みます。

※書類が整った日を受理日とします。

※郵送にかかる費用は申請者ご自身にてご負担ください。

(3) 様式の入手方法

各種様式は別添資料をご確認ください。

また、各種様式は下記ホームページよりダウンロードできます。

<https://fukkou-shuyu.jp/kochi.html>

(4) 注意事項

・報償金は予算の範囲内での交付となります。請求時に予算の上限を超えていた場合、報償金を受けられない恐れがあります。残予算については事務局もしくはWEBサイトにてご確認ください。

(5) 書類の送付先

「13 府県ふっこう周遊割」高知県事務局

〒700-0822 岡山市北区表町 1-7-36 JTБ 岡山ビル 4 階

4. 事務局連絡先

「13 府県ふっこう周遊割」高知県事務局

営業時間：10：00～17：00（土日祝、年末年始 12/29～1/4 は休み）

TEL：086-232-6528 FAX：086-232-1220

メール：kochi_fukkou1@jtb.com

住所：〒700-0822 岡山市北区表町 1-7-36 JTB 岡山ビル 4 階

5. 「13 府県ふっこう周遊割」キャンペーンロゴについて

「13 府県ふっこう周遊割」を活用した旅行商品にはキャンペーンロゴにより、表示しているものがあります。参考にしてください。



6. 「13 府県ふっこう周遊割」専用 WEB サイトについて

8月28日(火)より下記専用 WEB サイトがオープンしております。

<https://fukkou-shuyu.jp/>

日付	内容
13府県 2018.09.21	事業概要の変更に伴い問い合わせ窓口として、9月22日(土)は臨時で事務局をオープンいたします。
13府県 2018.09.21	「同一府県内、2泊泊以上を支援対象」とした条件につきましては、9月27日(木)までに随時公開いたします。
2県 2018.09.21	徳島県と香川県が対象地域に追加されました。詳細は随時公開いたします。
登録者 2018.09.05	ボランティア参加者向けの情報を公開しました。